

議案第四十五号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第一項中「理由」を「事由」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第二十条の二を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第二十条の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は社会福祉法人港区社会福祉協議会に対する寄附金を支出した場合において、法第三百十四条の七第一項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義

務者が前年中に同項第一号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第二項に定めるところにより計算した金額とする。

第二十四条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第一項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「理由」を「事由」に、「第二十二条第七項」を「同条第七項」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第三十五条の十第一項中「かかる」を「係る」に、「理由」を「事由」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第四十三条第一項中「理由」を「事由」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第五十条の五の次に次の一条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第五十条の六 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第五十条の三第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合に

においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から十日以内とする。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第五十五条の二 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から十日以内とする。

第五十七条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第一項中「理由」を「事由」に、「三万円」を「十万円」に改める。

付則第三条の六を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第三条の六 第二十条の二の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第三百

十四条の七第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第七条第一項、付則第九条第一項、付則第十条第一項、付則第十二条第一項、付則第十三条第一項又は付則第十四条の二第一項の規定の適用を受けるときは、第二十条の二第二項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第五条の五第二項に定めるところにより計算した金額とする。

付則第四条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」を「法附則第六条第四項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（第十六条第一項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第二項中「所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千

頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）を「法附則第六条第五項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次」を「法附則第六条第五項各号」に改め、同項各号を削る。

付則第七条第三項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第二十条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第九条第三項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得の金額」と、同項前段」を「第二十条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第十条第三項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び

付則第三条の五の二第一項」に、「第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第二十条の二第一項前段」に改め、「同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第十二条第五項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第二十条の二第一項前段」に改め、「同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第十三条第二項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第二十条の二第一項前段」に改め、「同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第十四条の二第二項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第二十条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第十四条の四第二項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第二十条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第五項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第二十条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 港区特別区税条例の一部を改正する条例(平成二十年港区条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

付則第二条第三項中「又は金銭」を削り、同条第七項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第十四項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「附則第十三条の二第二項」を「付則第十三条の二第二項」に改め、同条第十九項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 港区特別区税条例の一部を改正する条例(平成二十二年港区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

付則第一条第四号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。
付則第二条第五項中「平成二十五年度」を「平成二十七年度」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港区特別区税条例第十三条第一項、第二十四条第一項、第三十五条の十第一項

及び第四十三条第一項の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。）、同条例第五十条の五の次に一条を加える改正規定、同条例第五十五条の次に一条を加える改正規定、同条例第五十七条第一項の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。）並びに付則第三条の規定 平成二十四年一月一日

二 第一条中港区特別区税条例付則第四条の改正規定及び次条第二項の規定 平成二十五年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の港区特別区税条例（次項において「新条例」という。）

第二十条の二の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する同条第一項の寄附金について適用する。

2 新条例付則第四条の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、第一条の規定による改正前の港区特別区税条例付則第四条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この条例（付則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる区民税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

(説明)

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)の施行による地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。